平成２１年（フ）第３７３号
福島県伊達市岡沼３番地の２
破産者　有限会社斎藤鉄工建設
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３６４０号
神奈川県座間市四ツ谷字柳原952番地
破産者　有限会社成興運輸
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第２３号
長野県茅野市北山3418番地
破産者　株式会社白樺湖ホテル山善
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第３７８号
徳島市不動西町４丁目956番地１
破産者　理研空調有限会社
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０３号
福岡県飯塚市阿恵98番地の１
破産者　有限会社筑穂電設
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３２６号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田乙4319番地
破産者　宮崎　靖江
１　決定年月日　平成22年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第５３号
北海道野付郡別海町別海新栄町197番地
破産者　大久保譲己地
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１８９９号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目37番16号
破産者　森村　祐幸
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８５号
三重県三重郡菰野町大字菰野1420番地１、従前の住所仙台市青葉区本町２丁目３番10号朝日生命ビル地下１Ｆ
破産者　藤川　仁司
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
宮城県多賀城市高崎３丁目27番30―202号　グランドパレス
破産者　佐々木ゆかり
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
宮城県名取市植松１丁目７番29―101号　エクセルシャトー名取
破産者　戸田　知則
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
仙台市太白区富沢２丁目14番１号
破産者　濱田　　操
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
宮城県名取市上余田千刈田524―１　Ａ202、住民票上の住所宮城県亘理郡山元町山寺字西牛橋39番地60
破産者　宇佐美文浩
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
栃木県那須塩原市西三島３丁目183番地31、前住所栃木県那須塩原市東三島３丁目60番地４　パナハイツ井上Ａ202
破産者　金子真由美（旧姓井上）
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１３６号
栃木県那須塩原市東三島３丁目60番地４　パナハイツ井上Ａ202
破産者　井上　昌明
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１４２号
栃木県那須塩原市南町３番６号
破産者　渡辺　　進
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第５４号
神奈川県横須賀市田浦町６丁目38番地９
破産者　菅原　純子
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１２５７号
大阪府大阪狭山市大野台５丁目13番２号
破産者　西田　　修
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５０号
兵庫県姫路市安富町長野378―１
破産者　槇本　泰藏
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部